平成２７年（フ）第１７７号
福岡県大野城市乙金東２丁目26番５号
債務者　田中　和則
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８０号
福岡市博多区麦野２丁目17番14号
債務者　久家　文彦
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８１号
福岡県筑紫野市二日市北２丁目８番１―306号
債務者　小島しげみ（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８４号
福岡市東区香住ヶ丘３丁目23番15―103号
債務者　広瀬　明子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９６号
福岡市城南区長尾５丁目21番８―203号
債務者　杉本　司郎
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９７号
福岡市早良区飯倉２丁目８番18号
債務者　関　　弘幸
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２０２号
福岡県宗像市土穴２丁目16番６号
債務者　山下　将司
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０号
福岡県嘉麻市牛隈2286番地５
債務者　武田　年広
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１１号
長野市上松４丁目23番19号
債務者　藤本　敏博
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４号
長野県中野市大字豊津4195番地17
債務者　北原美枝子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８２号
広島市西区都町25番１―709号
債務者　吉村　妙子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８９号
広島市安佐北区亀崎３丁目19番87―501号
債務者　田中　真弓（旧姓沖中）
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１００号
福岡県春日市須玖北１丁目35番地１　アーサー井尻アクトステージ301号
債務者　サン企画こと　田中　俊充
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６２号
福岡市博多区吉塚１丁目14番26号
債務者　園田　晃久
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７０号
福岡県筑紫郡那珂川町西隈１丁目４番４号
債務者　高橋　延郎
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７９号
福岡市早良区有田２丁目14番９号
債務者　重岡多美枝
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８３号
福岡市中央区大手門１丁目８番14号
債務者　秋山眞理子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部